平成２１年（フ）第１９９２号
堺市堺区中三国ヶ丘町６丁１番38号　阪田ハイツ203号
債務者　永井由美子
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第２０２２号
大阪府高石市高師浜１丁目25番11号高師浜ハイツ301号室
債務者　林　　敏文
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２号
大阪府高石市取石４丁目８番40号　取石パークハイツ105号室、前住所大阪府貝塚市澤681番地４
債務者　橋爪　博史
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５７号
堺市北区新金岡町５丁６番503号　ハシズメマンション301号室、住民票上の住所堺市北区新金岡町５丁８番327号
債務者　阿比留満美子
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１３号
岡山県倉敷市栗坂1008番地１
債務者　赤木　洋之
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１８号
岡山県倉敷市中庄3105番地６
債務者　山下　竜次
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第５９４号
香川県さぬき市志度1447番地88シャンボール天野峠Ｉ棟203号
債務者　宮西　優輝
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第１３２号
福岡県柳川市隅町10番地１
債務者　城島　孝二
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第１６号
沖縄県宮古島市伊良部字仲地147番地３
債務者　佐和田裕子
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２１年（フ）第１９９号
北海道室蘭市中島町３丁目33番３号
債務者　小野寺弘明
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第１号
北海道室蘭市母恋南町２丁目２番17号
債務者　小間　敏勝
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第８９１号
岩手県岩手郡滝沢村鵜飼字洞畑80番地７
債務者　稲生　了一
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１６号
盛岡市津志田中央３丁目11番25―407号
債務者　松場　恵子
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１６９号
山形県鶴岡市鼠ヶ関乙13番地
債務者　五十嵐美智子
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第１７０号
新潟県村上市花立344番地６
債務者　伊藤　宏昭
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第１１９号
京都府宮津市字難波野38番地の４
債務者　岩城　明久
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（フ）第１号
京都府京丹後市網野町網野2707番地の３
債務者　橋本　澄男
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２１年（フ）第６１８号
大阪府和泉市鶴山台３丁目７番78―103号
債務者　中井　和子
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係